

民間給与関係資料

令和5年職種別民間給与実態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、職員の給与を検討するため、令和5年4月現在における民間給与の実態を調査したものです。

2 調査機関

人事委員会及び人事院

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の常勤の従業員を有する県内の民間事業所のうち農業、林業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、教育、学習支援業、医療、福祉及びサービス業に分類された961事業所（母集団）

(2) 調査対象職種

67職種（うち初任給関係職種17職種）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記3の(1)に該当した事業所を組織、規模等によって13層に層化し、これらの層から188事業所を無作為に抽出しました。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行いました。なお、役員及び臨時の従業員はすべて除外しました。

5 調査の状況

(1) 事業所

上記4の(1)で抽出した188事業所について調査を行い、そのうち調査の完結した事業所は161事業所です。

(2) 調査実人員

調査実人員は5,661人（初任給関係293人）で、調査職種該当者（母集団）の推定数は50,352人です。

6 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行いました。

第15表 産業別、規模別調査事業所数

産業	規模 全規模	企業規模			事業所規模		
		500人以上	499～100人	99～50人	500人以上	499～100人	99～50人
産業計	161	53	79	29	3	68	90
農業，林業							
建設業	17	1	11	5		5	12
製造業	87	22	50	15	2	43	42
電気・ガス・熱供給 ・水道業、情報通信 業、運輸業，郵便業	22	10	6	6		9	13
卸売業，小売業	5	4	1				5
金融業，保険業、不 動産業，物品賃貸業	4	3	1			3	1
教育，学習支援業、 医療，福祉，サービス業	26	13	10	3	1	8	17

- (注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が27箇所ありました。
 2 調査対象事業所188所に占める調査完了事業所161所の割合（調査完了率）は、85.6%です。
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、
 「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サー
 ビス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）です。

第16表 給与改定の状況

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベア慣行なし
係員	50.8 %	2.2 %	— %	47.0 %
課長級	43.7	5.4	—	50.9

第17表 定期昇給の実施状況

役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	% 96.9	% 96.9	% 38.6	% 2.4	% 55.9	— %	% 3.1
課 長 級	89.9	89.9	35.6	3.4	50.9	—	10.1

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計しました。

第18表 初任給の改定状況

学 歴	新規学卒者の 採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者の 採用なし
		増 額	据 置 き	減 額	
大 学 卒	% 66.4	% (73.8)	% (26.2)	— %	% 33.6
高 校 卒	57.8	(73.2)	(26.8)	—	42.2

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものです。

2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合です。

第19表 初任給

学 歴	事 務 ・ 技 術 計	事 務	技 術
	円	円	円
大 学 卒	221,470	211,722	226,709
短 大 卒	193,153	191,445	194,285
高 校 卒	176,566	174,649	177,016

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、扶養手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いたものです。

第20表 家族（扶養）手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		90.1%
	配偶者に家族手当を支給する	78.0%
家族手当制度がない		9.9%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	11,174円
	配偶者と子1人	17,872円
	配偶者と子2人	24,009円

- (注) 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合です。
 2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は86.6%でした。
 3 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出しました。

第21表 在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当 を支給する	在宅勤務関連手当 を支給しない	在宅勤務を 実施していない
39.0 %	(37.3) %	(62.7) %	61.0 %

- (注) () 内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合です。

その2 在宅勤務関連手当の支給目的別の月額支給の状況

支給目的	月 額										
	~1,000円	~2,000円	~3,000円	~4,000円	~5,000円	~6,000円	~7,000円	~8,000円	~9,000円	~10,000円	10,001円~
光熱費の負担増への配慮のみ	25.0%		54.3%								20.7%

- (注) 在宅勤務関連手当の支給目的を「光熱費の負担増への配慮のみ」としている事業所を100とした割合です。

第 22 表 特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下 半 期 (A ₁)	368,001 円
	上 半 期 (A ₂)	376,481
特別給の支給額	下 半 期 (B ₁)	821,346
	上 半 期 (B ₂)	851,189
特別給の支給割合	下 半 期 $\left(\frac{B_1}{A_1}\right)$	2.23 月分
	上 半 期 $\left(\frac{B_2}{A_2}\right)$	2.26
	年 間 計	4.49

(注) 1 技能・労務関係職種以外の職種の従業員についての支給状況です。

2 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間です。

第 23 表 冬季賞与の配分状況

区 分	係 員		課 長 級		部長級 (非役員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
4年冬季	% 56.0	% 44.0	% 52.9	% 47.1	% 54.4	% 45.6

第 24 表 職種別平均給与額等

(給与比較職種)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 5 年 4 月 分 平 均 給 与 月 額			備 考	対 応 級 (企業規模別)		
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		500人 以上	100人 以上 500人 未 満	50人 以上 100人 未 満
支 店 長 工 場 長	7	54.8	684,088	61	684,027	構成員50人以上の支店(社)の長及び工場の長 (取締役兼任者を除く。)	9 級	8 級 ・ 7 級	7 級 ・ 6 級
	3	52.8	724,053	0	724,053				
事 務 部 長 技 術 部 長	92	52.0	601,679	6,048	595,631	2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	9 級	8 級 ・ 7 級	7 級 ・ 6 級
	87	52.9	621,216	3,997	617,219				
事 務 部 次 長 技 術 部 次 長	26	51.5	489,880	1,113	488,767	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職 (部長—課長間)	9 級	8 級 ・ 7 級	7 級 ・ 6 級
	30	55.1	526,462	690	525,772				
事 務 課 長 技 術 課 長	209	50.4	536,924	7,982	528,942	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	8 級 ・ 7 級	6 級 ・ 5 級	5 級
	284	49.4	559,803	19,563	540,240				
事 務 課 長 代 理 技 術 課 長 代 理	63	48.2	506,636	41,796	464,840	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職 (課長—係長間)	6 級 ・ 5 級	4 級	4 級
	67	47.0	494,023	32,418	461,605				
事 務 係 長 技 術 係 長	348	46.5	432,655	40,902	391,753	係長及び係長級専門職	4 級 ・ 3 級	3 級	3 級
	303	47.2	451,340	58,992	392,348				
事 務 主 任 技 術 主 任	242	42.0	348,853	29,053	319,800	中間職 (係長—係員間)	2 級	2 級	2 級
	161	39.4	353,922	42,857	311,065				
事 務 係 員	1,433	39.5	308,270	27,778	280,492		1 級	1 級	1 級
技 術 係 員	1,412	37.9	338,055	46,438	291,617				

- (注) 1 「きまって支給する給与」とは、基本給、各種手当、時間外手当等月ごとに支給されるすべての給与をいいます。
 2 給与比較職種の表中「対応級」とは、公民給与比較における民間の職種に対応する行政職給料表の職務の級をいいます。
 3 「X」は、調査実人員が1人の場合です。
 4 中間職(〇〇-△△間)とは、〇〇と△△の両方がある場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から、職責が〇〇と△△の間に位置付けられる者をいいます。

(その他の職種)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均給与月額			備 考	
			き ま っ て		(A)-(B)		
			支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
	研 究 部 (課) 長	11	48.6	512,068	11,763	500,305	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研 究 室 (係) 長	4	42.3	404,295	206	404,089	構成員3人以上の室(係)の長
	主 任 研 究 員	—	—	—	—	—	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 員	28	40.0	337,800	33,766	304,034	
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	X	X	X	X	X	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	3	58.5	1,385,342	263,938	1,121,404	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医 科 長	23	52.6	1,250,538	175,988	1,074,550	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	38	38.4	954,430	108,247	846,183	
	歯 科 医 師	2	46.0	1,041,842	0	1,041,842	
	薬 局 長	3	57.2	556,195	29,426	526,769	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	24	37.5	366,244	43,238	323,006	
	診 療 放 射 線 技 師	33	40.2	366,654	23,105	343,549	
	臨 床 検 査 技 師	37	44.3	372,865	22,509	350,356	
	栄 養 士	20	37.1	305,053	11,072	293,981	
理 学 療 法 士	58	37.0	311,244	4,910	306,334		

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均給与月額			備 考
				き ま っ て		(A)-(B)	
				支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)		
		人	歳	円	円	円	
医 療 関 係 職 種	作 業 療 法 士	38	33.6	276,332	5,089	271,243	
	総 看 護 師 長	X	X	X	X	X	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	41	47.8	460,412	43,948	416,464	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師	127	42.8	384,579	29,487	355,092	
	准 看 護 師	12	49.8	330,754	35,475	295,279	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	3	55.5	744,328	0	744,328	
	大 学 教 授	16	56.7	643,474	0	643,474	
	大 学 准 教 授	15	46.6	534,331	0	534,331	
	大 学 講 師	13	35.7	443,765	0	443,765	
	大 学 助 教	—	—	—	—	—	
	高 等 学 校 校 長	2	64.5	994,000	0	994,000	
	高 等 学 校 教 頭	3	54.8	504,255	0	504,255	
	高 等 学 校 教 諭	44	43.7	411,429	10,856	400,573	
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—	見習、外国語の電話交換手を除く。
	自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 手	—	—	—	—	—	業務委託契約等に基づき、他の事業 所において業務に従事している者を 除く。
	守 衛	—	—	—	—	—	
	用 務 員	X	X	X	X	X	

第25表 定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
99.4	73.5	26.5	0.6

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合です。

第26表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分	項 目	給与減額あり		給与減額なし
			60歳で減額	
課 長 級		61.8	49.3	38.2
非 管 理 職		64.7	37.6	35.3

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含みます。
(第28表において同じ。)

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合です。

第27表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
61.6	66.1

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合です。

